

会社分割税制の特色と課題

——単独分割型分割の税制適格性に関する——

木 村 吉 孝

本稿では、平成13年度税制改正で整備された組織再編成に係る税制の要点を整理するとともに、会社分割に焦点を当てて税制上の問題点について検討した。その結論として言えることは次のとおりである。①日本では一般的な公開会社は単独新設分割型分割（スピンドル）を税制適格として実施できないため、その利用は極めて限定されるであろう。その結果、資本の分離が進まずに、株主価値増大の機会も損なわれることになり、日本企業の国際競争力向上が阻害される可能性がある。②その対応策として、企業は中間型分割（一部分割）を利用して、資金回収と株主価値増大を図るといった資本政策を採るべきである。

目次

- 第1節 はじめに
- 第2節 組織再編税制の要点と特色
- 第3節 会社分割税制の適格要件と問題点
- 第4節 事業分離方法への影響
- 第5節 中間型分割の利用
- 第6節 まとめと展望

第1節 はじめに

平成13年度税制改正において、企業組織再編成に係る税制が整備され、会社分割・合併・現物出資・事後設立に係る課税関係が規定された。これは商

キーワード：単独新設分割型分割（スピンドル）、事業分離（Divestiture）、子会社株上場、中間型分割（一部分割）、株主価値

法改正による会社分割制度創設に対応するものであるが、会社分割が機能面では合併や現物出資などと同様の効果をも有するため、課税上の整合性を確保する必要から合併・現物出資・事後設立も合わせて整備されたものである。

その基本骨子は、組織再編成に伴う資産の移転は時価譲渡扱いを原則とする一方で、組織再編前後の経済的実態の実質的な変化の有無に着目して、同じ企業グループ内の再編成や共同事業を行うための再編成の場合で一定の要件を満たすものは、「適格組織再編成」として移転資産の簿価や取得日などの税務上の属性を引継ぐこととし、譲渡損益課税を繰り延べるというものである。その趣旨は、企業組織形態の選択に対する課税の中立性を確保し、日本企業の組織再編成の円滑を図ることにある。

会社分割制度の創設および組織再編税制の整備により、従来に比べれば、企業組織再編成を進めることができ格段に容易になったと評価できる。しかし、会社分割は多様な機能¹⁾を有し、租税回避目的で利用される可能性も高いため、税制適格要件は複雑なものとなり簡素さが損なわれた。その結果、かえって公平性が阻害されたり、徴税コスト（税務行政費用と納税協力費用の合計とする）の増大が予想されるなど、なお多くの問題を残していると言わざるを得ない。

そこで、本稿ではおもに単独新設分割型分割の税制適格性の問題点に焦点を当てて、会社分割税制が企業の資本政策、事業分離（Divestiture）戦略にどのような影響を及ぼすと考えられるか、またその対応策として企業は何をすべきかについて検討する。

その概要を示せば、次の第2節で、まず組織再編税制の要点と特色を示し、第3節で会社分割における税制適格要件の問題点を指摘する。それを受け第4節では、単独新設分割型分割が一般に税制非適格となることが、日本企業に必要な資本の分離を伴う会社分割を阻害し、事業再構築の妨げとなると

1) 会社分割の機能として、①資本分離（スピノフ、スプリットオフ、[スプリットアップ]）、②子会社化（分社化）、③持ち株会社化、④合併、⑤買収（逆取得）などがある。

いう予測を示す。第5節では企業の採るべき対応策として、中間型分割の利用について言及する。第6章は、まとめと展望である。

なお、企業の事業分離戦略に及ぼす税制の影響について、米国ではすでに実証的な研究がなされているが²⁾、本稿ではさしあたって理論的な分析を行い、経験的事実にもとづく検証は今後の課題としている。

第2節 組織再編税制の要点と特色

企業組織再編成は、グループ経営における事業の選択と集中を進め、資本や人材などの経営資源をより効率的に配分することによって、企業の経済付加価値を高めようとするものである。その手法としては合併、買収（株式交換）、営業譲渡、会社分割など様々な手法があり、ある一つの経済効果を得るのに複数の手法が考えられる場合や数種類の手法を複合的に利用する場合もある。企業はその目的に適う各代替案の法手続の難易さ、税務コスト、企業会計面での影響、資金調達具合などを総合的に勘案して、より合理的な再編手法を選択することになる。したがって、法律、税務、会計などの制度的要因が企業の意思決定に影響を与えることになるため、どのような制度的基盤を整備するかが問題となる。

税制についていえば、企業形態の自由な選択を阻害しないという意味で、課税の中立性が求められることになる³⁾。そこでまず問題となるのは、組織再編成には資産の移転を伴うため、その譲渡損益の取扱いをどのようにするかである。次に、利益積立金や繰越欠損金の取扱い、減価償却資産をはじめとする個別項目の税務上の属性の引継ぎ、さらには株主に対する課税のあり方などが問題となる。

2) 例えば、Maydew et al. (1999) は、営業譲渡（課税）とスピンオフ（不課税）の比較、またWeaver (2000) はのれんの計上を伴う営業譲渡とそれがない株式売却とを比較して、税制の影響について実証分析している。

3) ここで問題としているのは、貯蓄や投資などのマクロ経済活動に対する中立性ではなく、個別の経済活動に対する中立性のことである。例えば、租税特別措置はある特定の活動を優遇するため、多くの場合ここでいう中立性を害することになる。

新税制の要点と特色をまとめると次のようである。

①合併、会社分割における資産や負債の移転⁴⁾については、時価により譲渡したものとして所得金額を計算する（法法⁵⁾62条）。ただし、一定の要件を満たす場合は「適格合併」、「適格会社分割」として、帳簿価額による引き継ぎ等により課税を繰り延べる（法法62条の2、同3）。また、現物出資、事後設立についても税制適格の場合は、課税を繰り延べる（法法62条の4、同5）。

これに伴い、合併における清算所得課税（旧法法112条）は廃止⁶⁾され、また特定現物出資の特例（旧法法51条）も削除され、事後設立の特例（法人税基本通達10-7-1）も不要なものとなった。

②資本積立金や利益積立金の規定が抜本的に改められ、「加算される金額」から「減算される金額」を差し引いた差額として定義されることになった（法法2条17号、同18号）。その結果、資本金額の設定次第では分割承継法人の資本積立金がマイナスとなる場合もあり得ることになる。

また、合併および分割型分割における利益積立金の引継ぎは税制適格の場合にのみ認められることになった。この点で、企業会計上の利益剰余金と税法上の利益積立金が異なる場合が多くなることに留意する必要がある。

③適格合併等（合併および合併類似適格分割型分割）においては、被合併法人の青色繰越欠損金（「未処理欠損金額」）の引継ぎが原則認められることになった（法法57条2項）。ただし、「特定資本関係」にある法人間での合併の場合には、租税回避防止の規定により、被合併法人の欠損金

-
- 4) 合併や会社分割における資産等の移転は包括承継されるものであり、譲渡ではないため、法人税法22条は適用できない。
 - 5) 本稿において法令通達等の表記につき、法人税法は法法、法人税法施行令は法令、所得税法は所法、租税特別措置法は特措法、法人税基本通達は法基通というように略語を用いている。
 - 6) 従来の合併差益金のうち受入資産の評価益からなる部分の金額に対する課税は、被合併法人において認識されるので、そのが必要なくなった。そこで、旧法人税法27条の規定は削除されるとともに、合併差益金（旧法法2条19号）という用語も法人税法から削除された。

の引き継ぎが制限されるとともに、合併法人のもつ欠損金についてもその繰り越しが制限される場合がある（法法57条3項、同6項）。

欠損金の引継ぎ・繰越しの問題は、課税の時期の問題にとどまらず、課税所得金額の総累計額に影響するものであるから、合併等にあたっては事前の十分な計画が必要である⁷⁾。

④被合併法人や分割法人の株主に対する譲渡益課税は、適格組織再編成か否かに関わりなく、分割法人や被合併法人の株主に株式以外の資産の交付がない場合には、譲渡損益は発生しない（法法61条の2、特措法37条の10第4項）。

⑤資産の交付のないみなし配当課税は廃止されるとともに、法人の場合には、みなし配当金額がその帳簿価額に左右される従来の不合理な計算方法が改正された（法法24条、所法25条）。

この措置により、例えば利益積立金の資本組入れ時になさるべき配当課税が、株式の譲渡益課税に転換されることになり、理論的にはその税負担の違いが問題となる（木村、2001, p. 73）。さらにこれは、法人擬制説にもとづき法人税を個人所得税の前払いとして理解し、利益積立金は「未決済課税済み留保利益」（武田隆二、2001, p. 917）として特徴づける考え方と整合するものでないと考えられる⁸⁾。

以上、組織再編税制の要点について若干の意見を添えて整理したが⁹⁾、新税制の立法面での特質として言えることは、組織再編手法の経済実態に即した整合的な税体系の構築を目指して、租税法律主義¹⁰⁾にもとづく透明性の向上

-
- 7) 場合によっては、合併せずに100%子会社化して、連結納税の適用を利用することも考えられる。
 - 8) 商法改正により資本金の四分の一を超える法定準備金は取り崩して配当や出資金の払い戻しに充てることが可能となったこととも関連して、資本等取引（法法22条5項）の意義の再確認が求められていると言えよう。
 - 9) なお、欠損金の引き継ぎやみなし配当課税など各論点については機会を改めて検討することにしたい。
 - 10) 法律の根柢に基づくことなしには、国家は租税を賦課・徴収することはできず、国民は租税の納付を要求されることはないという原則。これは近代法治主義の租

が図られていることである。すなわち、企業会計上の経理処理に関わりなく、税制適格であれば簿価引き継ぎ、非適格なら時価移転といった税務上の取扱いが、強行的に規定されているのである。ここにおいて、従来は所得計算構造を中心とする法人税法が、「より取引法的性格を強めるものとなりつつある」(水野, 2001)ともいえる。その結果、企業会計と税法の乖離が決定的なものとなるため、税効果会計の重要性が高まるとともに、法人税申告書「別表五(一)」(利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書)の記載が増えることになる¹¹⁾。

第3節 会社分割税制の適格要件と問題点

前節でみたように、税務上の取扱いは税制適格か否かで大きく異なるため、税制適格要件の内容が組織再編税制における重要事項となる。税制適格の要件としては、事後設立の場合が少し異なるが(法法2条12の15号), 合併と会社分割および現物出資の規定はほぼ同様のものである(法法2条12の8号, 同11号, 同14号)。

以下、会社分割における税制適格要件を示すとともに、その問題点を指摘する。

適格会社分割の要件は、次の(1)~(3)を満たすことである(法法2条12の11号)。

- (1) 分割法人やその株主等に、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと¹²⁾。
- (2) 分割型分割においては、按分型の分割に限ること¹³⁾。

税の賦課・徴収面での現れであり、歴史的には行政権の担い手たる国王による恣意的な課税から国民を保護する機能があった。その現代的意義は、今日の複雑な経済社会において、各種の経済行為や事実がいかなる納税義務が生じるかについて、十分な法的安定性と予測可能性とを保障することにあると考えられる〔金子, 1998, pp. 74-83 参照〕。

- 11) この点に関連して、確定決算主義の意義を再検討し、さらには「独立的税務財務諸表」(柳, 2001)の創設について検討することも有意義であると考えられる。
- 12) 利益の配当または出資に係る剰余金の分配として交付された金銭その他の資産を除く。

(3) 以下に示す(イ)～(ハ)の3つのどれかに該当すること。

(イ) 分割の当事法人が、100%の持分関係にあるもの。

これは、分割前に分割法人と分割承継法人との間¹⁴⁾に「当事者間の完全支配関係」¹⁵⁾もしくは「同一者による完全支配関係」¹⁶⁾があり、分割後もその関係が継続することが見込まれることをいう。

(ロ) 分割の当事法人が、50%超100%未満の持分関係にあり、次のi)～iii)の要件をすべて満たすもの。

ここにいう50%超100%未満の持分関係とは、分割前に分割法人と分割承継法人との間に「当事者間の支配関係」¹⁷⁾もしくは「同一者による支配関係」¹⁸⁾があり、分割後もその関係が継続することが見込まれることをいう。

i) 独立事業要件

分割法人の分割事業に係る主要な資産および負債が分割承継法人に移転すること。

ii) 従業員引継要件

分割直前の分割事業に係る従業員の80%以上が分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

iii) 事業継続要件

-
- 13) 非按分型分割については、贈与税・相続税対策など租税回避目的に利用されるおそれがあることから、非適格の扱いになったようである（朝永、2001参照）。
 - 14) 「複数新設分割」においては分割法人どうしの間のことをいう（法令4条の2第4項1号、同条第5項1号）。
 - 15) いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の全部を直接または間接に保有する関係のこと（法令4条の2第4項1号）。
 - 16) 同一の者（個人の場合は、同族会社の意義〔法法2条10号〕における特殊関係のある個人〔法令4条1項〕を含む）によって、それぞれの法人の発行済株式等の全部を直接または間接に保有される関係のこと（法令4条の2第4項2号）。
 - 17) いずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式等の総数の100分の50を超える株式（「支配株式」という）を直接または間接に保有する関係のこと（法令4条の2第5項1号）。
 - 18) 同一の者（個人の場合は、同族会社の意義における特殊関係のある個人を含む）によって、それぞれの法人の支配株式を直接または間接に保有される関係をいう（法令4条の2第5項2号）。

分割事業が分割承継法人で引き続き営まれることが見込まれること。

- (ハ) 共同事業を営むための組織再編成であり、以下のすべてに該当するもの（法令4条の2第6項）。

i) 事業相互関連性要件

分割法人の分割事業と分割承継法人の分割承継事業¹⁹⁾ とが相互に関連するものであること。

ii) 事業規模比率要件または経営参画要件

分割法人の分割事業とこれに関連する分割承継法人の分割承継事業が売上金額や従業員数など規模の割合が約5倍以内であること。または、分割前の分割法人の役員のいずれかと分割承継法人の特定役員²⁰⁾ のいずれかが、分割後の分割承継法人の特定役員になることが見込まれること。

iii) 独立事業要件 ((ロ)で示したのと同様)。

iv) 従業員引継要件 (同上)。

v) 事業継続要件 (同上)。

vi) 株式継続保有要件 (株主が50人未満の場合のみ)

分割により交付された分割承継法人の株式について、分社型の場合はその全部を分割法人が継続して保有することが見込まれること。また分割型においては、交付される新株の全部を継続保有する見込みの者が有する分割法人の株式（議決権付き）の合計数が分割法人の発行済株式総数（議決権付き）の80%以上であること。

以上が適格分割の要件であるが、ここで問題となるのが「按分型の単独新設分割型分割」の税制適格性である。この会社分割は、分割法人のある事業を新設法人に承継させて、その株式を分割法人の株主にその持ち株数に応じ

19) 分割承継法人が分割前に営む事業のうちのいずれかをいう（法令4条の2第6項1号）。

20) 社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役またはこれらに準ずる者で法人の経営に従事している者をいう（法令4条の2第3項2号）。

て交付する会社分割である。

これは米国でいうスピンオフ (spin-off) に相当するものといえる²¹⁾。スピンオフは税制上、一定の要件のもとで課税繰り延べが認められている (Internal Revenue Code § 355, 368, 351)²²⁾ ため、事業分離 (Divestiture) の重要な手法として利用されているものである。

そこで日本でも、この按分型の単独新設分割型分割（以下、単独分割と呼ぶ）が適格分割として実施されることが期待される。しかし、上述の税制適格要件からすると、(1)～(3)の3つの要件のうち(1)と(2)の要件は問題ないが、単独分割は共同事業ではないから、その会社の50%超の株式を所有する株主（支配株主）がないと(3)の要件が満たされず、適格分割とはならないことになる。これでは、一般的に支配株主のいない日本の株式公開会社が単独分割を実施すると、税制非適格の会社分割となる。つまり、移転資産は時価譲渡扱いとなり、利益積立金の引継ぎはできず、株主に対するみなし配当課税も生じるということになる。その結果、日本では分割法人に移転資産の含み益を利用する動機があるような場合は別として、一般的には税負担を理由に単独分割は行われ難いといった状況が予想される。

第4節 事業分離方法への影響

企業が事業再構築を進めるにあたっては、不採算事業はもとより黒字であってもグループ戦略上重要でない事業は、事業分離してグループから切り離していくことが肝要である。そうすることによって、不採算部門が切り離され、経営資源の効率的配分がおこなわれるとともに、分離された部門でもグループの枠組みにとらわれない自由な経営活動が可能となり、経営効率の改

21) 米国における会社分割は間接分割であり、スピンオフは子会社株式の現物配当である点で、直接分割を探る日本の場合とは異なる。なお、スピンオフのほかにスプリットオフ (split-off), スプリットアップ (split-up) があるが、日本ではスプリットオフは非按分型の単独新設分割型分割に相当し、スプリットアップに相当する消滅分割は日本の商法では認められていない。

22) 米国のタックス・フリー・リオーガニゼーションの内容や不課税要件に関しては、中田 (1989), 成道 (2001), 木村 (2001)などを参照。

善が見込まれることになる。また、分離事業が成長性ある場合には、別会社となることで情報開示が充実し、その事業価値が顕在化することによりコングロマリット・ディスカウント²³⁾が解消される結果、株主価値が増大すると考えられる。

おもな事業分離手法を資本分離度の高い順に示すと、①完全分離する手法として、営業譲渡、単独分割（スピンドル）、（分社化の後）子会社株の全部譲渡、②部分的分離の手法として、（分社化の後）子会社株公開による一部譲渡（エクイティ・カーブアウト）、そして③資本分離しない手法として、トラッキングストックとなる。企業はこれらの手法の中から、事業分離する目的と効果、実行費用、税負担などを勘案して事業分離方法を選択することになる。

以下では、上記各手法の特徴を概説した上で、前節に示した単独分割の税制非適格の問題が日本企業の事業分離・資本政策にどのような影響を及ぼすと考えられるかについて検討する。

i) 単独分割（スピンドル）

会社分割制度の導入により可能となった事業分離手法であり、その実施には株主総会の特別決議を要する（商法374条）。その期待される中心的な機能は、コングロマリット・ディスカウント解消による株主価値の増大である。つまり、分割前の時価総額に比べて分割後の分割法人と承継法人の時価総額の合計が大きくなることが期待される²⁴⁾。したがって、承継法人の株式が市場性ない場合には不適当であり、承継法人は公開会社となることが实际上要求される²⁵⁾。また、単独分割では分割法人自体には売却収入が入るわけでは

-
- 23) コングロマリット・ディスカウントとは、異業種を含む多角化企業であるために、各事業の潜在的な価値が情報不足により株式市場で認識されておらず、株価が割安に放置されている状態のことをいう（安田ほか、2000、p.102）。
 - 24) その根拠としては、単にアナウンスメント効果のみならず、経営効率や従業員の士気の改善が見込まれるとともに、情報公開が進み、分割事業の価値が積極的に再評価されるなどの要因が考えられる。また、多角経営により収益の安定を図ろうとする企業よりも、それぞれの事業をコアにしている個々の企業に、個別に投資することを好む投資家の需要に応えることになる点も理由にあげられる。
 - 25) 2001年末現在、筆者の知る限りでは日本の株式公開会社が単独分割型分割により、分割承継会社の株式を何千何万もの株主に配分した事例はない。ただし、中外製

なく、その経営者にとっては企業規模を縮小し、自己の権限の及ぶ範囲を狭めるものであることから、株主の圧力なしには必ずしも積極的に行われることは限らないといえる。

税務面では前述のとおり、支配株主がいないと税制非適格となるため、時価により移転資産の譲渡損益が認識されるとともに、みなし配当課税も行われることになる。ただし、消費税は税制適格性に関わりなく不課税である。

なお、分割型分割を行おうとするとき、分割法人の株主に承継法人の株式を交付するにつき、従来は単位未満株が多く発生してしまうという問題が考えられた。しかし、商法改正により単位株にかわって単元株制度が導入され、額面株式が廃止されるにいたり、その問題は解消されることとなった。

ii) 営業譲渡

営業譲渡とは、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産の全部、または一部を譲渡することであり、従来からある事業分離手法である。その手続には株主総会の特別決議が必要である（商法245条第1項）。また、営業譲渡の対象となった個別の財産ごとに承継の手続きをとらなければならない煩雑さはあるが、債権債務や権利義務の分離譲渡が可能であり、対象となる営業のみを売買することができる。したがって、譲受側からみれば必要な財産のみを譲受することができ、簿外負債を免れ得るという利点がある。なお、譲渡側は売却収入を得るのでその資金を残った事業に投資することができる。

税務面では、譲渡会社では各財産別に譲渡損益を認識することになる。さらに、登録免許税や消費税も課されることになる。なお会計上は、営業権を

薬は日本ロシュと合併し、ロシュ（スイス）の子会社となる構想を2001年12月に発表し、これに伴って米国にある完全子会社（ジェンプローブ社、評価額800億円）をスピンオフする予定である。これは、親会社となるロシュ社の米国での業務展開とのかね合いから、独占禁止法に抵触しないようにジェンプローブ社を分離せざるを得なくなったものであるが、スピンオフに際してジェンプローブ社は米国証券取引所に上場される予定になっている。なお、このスピンオフは本稿にいう単独分割によるものではなく、「減資の対価」として行われるものであり、その譲渡益とみなし配当に370億円の税負担が見込まれている。

計上することがある。

iii) 子会社株式の全部譲渡

分社化の後に子会社株式を譲渡する場合、まず分社化には通常は分社型分割²⁶⁾によることになるだろうが、これを行うには株主総会の特別決議が必要である。その一方、分社化後の株式譲渡の手続は簡便である²⁷⁾。機能面では、売却側には売却収入が入り、買収側では買入れ資金が必要な点は営業譲渡と同様であるが、買収後も被買収企業の独立性が保たれているので、買収側での受け入れは営業譲渡よりも負担が少ないといえる。ただし、簿外債務が存在する可能性があるため注意が必要である。

税務面では売却側で譲渡損益を計上することになるが、買収側では通常とくに課税問題は生じない。なお、会計上は資本連結され、営業権に相当する部分は連結調整勘定として資産計上される。

iv) 子会社株式の公開による一部譲渡（カーブアウト）

子会社化する段階はiii)と同様に分社型分割によるものとする。子会社株式公開は、子会社の経営権を確保し、企業会計上はフル連結を行いながらも、子会社を利用した資金調達を図るものであり、財務政策上有効な手法といえる。しかし、その問題点の一つとして、親会社と子会社少数株主の間に利益対立が生じ、親会社の利益を優先する場合は子会社少数株主の利益が害され、訴訟問題になる可能性もあることがあげられる。そこで、米国では子会社株式公開により資金回収をした後は、スピノフないし売却されるのが一般的であり、上場子会社株式を持ち続けるケースはあまり見られない²⁸⁾。

26) 分社型分割では留保利益の引き継ぎは認められないため、株式移転と同様に配当原資が問題となるが、商法改正により法定準備金の取り崩しによる配当等が認められることになった。ただし、本来は出資の払い戻しであるものを、課税対象である配当として分配することは非合理的であるといえる。

27) 「商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案（平成13年4月18日）」では、「第十一 子会社の株式の譲渡等」において、「会社は、その有する重要な子会社の株式の全部を譲渡し、又は他の株式会社の株式全部を譲り受ける場合には、会社の株主総会の特別決議を得なければならないものとする」として、営業譲渡と同様の措置を講ずる改正案が提案されている。

28) 米国では、持ち株比率80%超の子会社を不課税スピノフできる（IRC § 355）の

v) トラッキングストック

これは特定の事業部門や子会社の業績に、その株価や配当が連動する株式であり²⁹⁾、日本では商法改正により部門業績連動型株式として、2002年4月から全面解禁されることになった。上場子会社株と異なるのは、これは親会社の発行する株式（日本では種類株式）であるため、対象となっている特定の事業部門や子会社に対する経営権は100%維持される点である。いいかえれば、資本分離はされることになる。トラッキングストックの問題点としては、一般にその権利内容が理解しづらく、投資家の支持を必ずしも得がたいのではないかと思われる点である。

上記5つの手法の特徴から判断すると、単独分割が事業分離手法として望ましいケースとして、次のような場合が想定される。すなわち、①資金調達は必ずしも必要でない。②当該事業は十分な収益性ないし将来性を有するが、情報開示が十分でない。あるいはコア事業と収益構造や資本コストが異なるため投資家の理解を得がたいなどの理由により、コングロマリット・ディスカウントの状態にある。③当該事業がグループ戦略上重要ではなく、コア事業との相乗効果もとくに期待されない。むしろ完全資本分離してグループ外で独立させた方が経営効率の改善が見込まれる。④事業分離に伴う税負担を抑制するため、課税の繰延べなどの優遇措置を求める、といった場合である。逆に、資金調達が不可欠である場合には不適当であるし、株式公開できない

で、ある事業部門を分社化、株式公開して、例えばシアーズ・ローパックのように19.9%を売り出して資金調達した後で、残り80.1%をスピノフすることができる。つまり、企業にも収入がある程度入り、株主にも子会社株が配分されるということが可能であるため、多様な資本政策を展開することできる。一方、直接分割の考え方を採用する日本の会社分割制度では、分社型分割した後で、承継法人の株式を分割法人の株主に配分するには「減資の対価」として行うほかなく、譲渡益課税やみなし配当課税の対象となるため、その実施は容易ではない。そこで、これにかわる代替案として中間型分割の利用を本稿では後述している。なお、米国の事業分離について、安田ほか（2000、第2章）に詳しい。

29) その第1号は、1984年米国でGMが発行したE事業部門株式である。これはGMが、情報通信企業EDSを株式交換による買収を行うにあたって、EDS株主が普通のGM株式を受け取ることを嫌ったため発行された。

ような赤字部門であれば事実上は単独分割は不可能であり、営業譲渡が望ましいことになる。また、単に当該事業部門の価値顕在化が目的ならばトランクイングストックでよいし、親会社と子会社の少数株主間の利益相反などを問題としないなら、資金調達も可能なカーブアウトも経営者にとっては魅力的な選択肢となるであろう。

日本では従来、収益の安定と過剰雇用の受け皿として多角化を推進する一方で、子会社上場を積極的に進め、それをてこにグループの拡大を図るといった資本政策が行われてきた。その結果、上場子会社数が二百数十社にも上っている。この点で少数株主と親会社間の利益相反を嫌いカーブアウト後はスピンオフしてしまう場合が多い米国と対照的である。これは日本の経営の特質の一つともいえる株式の持ち合いを背景として、資本の論理にもとづいた企業統治や株主資本コストに対する認識が不足していたことの一つの表れと捉えることができる。

このような日本企業の特質ともいえる上場子会社に対する市場の評価は、その過半数が株価純資産倍率（PBR）が1倍以下といった株価の低迷に表れている³⁰⁾。このことの意味は、連結経営が重視される今日においては親会社ないし持株会社のものでの集権的なグループ経営が必要であり、従来の子会社上場を進める分権的ともいえるグループ経営方針の転換が求められていることである。つまり、日本でも企業グループの経営戦略上重要な位置づけの子会社であるならば完全子会社とし、その一方でコア事業でないものは完全分離してしまうといったまさに選択と集中を実践する資本政策が求められているといえる。ここで、既存の子会社を完全子会社化するには株式交換が有効であるが³¹⁾、資本分離するには株式譲渡、あるいは減資の対価としての株主への子会社株式の配分が考えられる。しかし、大量の株式を市場で売却するのは困難であり、また減資の対価としてのスピンオフも容易ではない。

30) 日経金融新聞2001年12月12日20面参照。

31) 例えば、松下電器産業は、親会社主導による集権的なグループ経営体制を確立するため、松下通信工業をはじめとする系列5社を株式交換により完全子会社化する旨を発表した（2001年1月11日、日経新聞1面）。

く、一旦親会社が吸収合併した上で分割型分割して株主に交付するほうが有利という場合も考えられる。

以上要するに、日本企業の事業再構築を考えるにあたっては、戦略的に重要度の低い事業部門や子会社をグループから分離していくことが必要であり、そこでは完全に資本分離を行うとともに株主価値増大を図る単独分割が事業分離手法として有力な選択肢となることが想定される。ところが、前述のとおり公開会社の大半は支配株主がいないため、単独分割を税制適格では実施できない状況にあり、税負担が単独分割の実施を阻害することが予想される。これでは日本企業の事業再構築が進まずに、株主価値増大の機会も損われることになり、結果的に株主の企業に対する税引前期待收益率の上昇を通じて、株価の下落や株主資本コストの上昇を招くことになろう。このことは、株式交換によるM&Aや転換社債（新株予約権付社債）による資金調達をすすめる上でも企業にマイナス要因となるため、日本企業の国際競争力を低下させることにつながると考えられる。

そこで、このような制度上の問題点を克服する方策が問われることになるが、まず考えられる方法として、単独新設分割ではなく、共同事業要件を満たすような吸収分割や共同新設分割などの形式で分割型分割を実施するといった代替案が考えられる。しかしこの場合、共同事業要件を満たすために追加的なコストが発生することにもなるので、あくまで単独での対応策を求めると、次善の策であるが中間型分割（一部分割）を適格分割として実施することが考えられる。

第5節 中間型分割の利用

中間型分割は、一部分割あるいは折衷型分割とも呼ばれ、分割承継法人の株式を分割法人とその株主の両方に交付する会社分割である。

税法上は分社型分割と分割型分割の双方を行ったものとして取り扱われ、移転資産・負債の金額は交付される株式数により按分されることになる（法

法62条の6、法令123条の7)。ただし、適格分割を定めた法人税法第2条第12号の11の規定は、会社分割の類型に関わりなく適用されるものであるため、中間型分割の税制適格性はあくまで中間型分割を一つの会社分割として判定することになる³²⁾。

したがって、単独新設中間型分割を実施するにあたって、分割承継法人の発行株式の過半数を分割法人へ交付すれば、税制適格となり得ることになる。つまり、支配株主がいないために単独分割を適格分割として行えない場合でも、中間型分割の利用によって、新株の半分弱については単独分割を税制適格で行ったのと同じ効果を得ることが可能となる。また、分割承継法人を株式公開すれば、分割法人はその持株の一部を売り出すことによって資金回収ができることになる。さらには、配当可能利益の範囲内に限られるが、分割承継法人が分割法人の持株の残りすべてを買い取って自己株を消却すれば、資本分離も完全に行われることになる。しかも自己株式を買入消却するとき、利益積立金に相当する分は譲渡益課税ではなくみなし配当課税となるため、分割法人では益金不算入となりその面でも有利である。

このように、中間型分割は前述の単独分割にかわる次善の策として利用可能であるとともに、分割法人の資金調達も可能であるため、分割法人の株主と経営者双方に受け入れられ易い手法である。また、米国のスピンオフに近い機能を果たすものといえる。

以下では、中間型分割(税制適格)の税務会計処理を設例を用いて示すことにする。

設例 甲株式会社はA、B二つの事業を営んでいるが、B事業を新設分割して乙社とすることにした。乙社の発行する株式のうち、60%は甲社に交付し、40%は甲社の株主に按分するものとする。甲株式会社の分割前の貸借対照表は下記のとおりであり、株主はX社とY社の2社のみである。

32) 詳しくは、朝永(2001, p.102)参照。

甲株式会社 B／S [分割日現在]

A事業資産 (880)	600	A事業負債	180
B事業資産 (520)	400	B事業負債	220
		資本金	240
		資本積立金	120
		利益積立金	240
資産合計 (1400)	1000	負債・資本合計	1000

(時価)

甲社発行済株式数 120株

株主内訳 X社 90株 (原価180)

Y社 30株 (原価120)

分割型分割の場合の甲社が減資する資本金は100とする。

新設法人資本金は100 (発行株数200株) とする。

◇適格分社型分割の部分の処理 (60%)

甲株式会社 B／S [分社型分割相当部分]

A事業資産 (528)	360	A事業負債	108
B事業資産 (312)	240	B事業負債	132
		資本金	144
		資本積立金	72
		利益積立金	144
資産合計 (840)	600	負債・資本合計	600

①分割法人の税務処理

(借) B 負 債 132	(貸) B 資 產 240
乙 株 式 108	

②分割承継法人の税務処理

(借) B 資 產 240	(貸) B 負 債 132
	資 本 金 60

資本積立金 48

③分割法人の株主の税務処理

仕訳なし

◇適格分割型分割の部分の処理 (40%)

甲株式会社B／S [分割型分割相当部分]

A事業資産 (352)	240	A事業負債	72
B事業資産 (208)	160	B事業負債	88
		資本金	96
		資本積立金	48
		利益積立金	96
資産合計 (560)	400	負債・資本合計	400

①分割法人の税務処理

(借)	B 負債	88	(貸)	B 資産	160
	乙 株式	43.2			
	利益積立金	28.8 ³³⁾			
(借)	資本金	40	(貸)	乙 株式	43.2
	資本積立金	3.2			

②分割承継法人の税務処理

(借)	B 資産	160	(貸)	B 負債	88
				資本金	40
				資本積立金	3.2
				利益積立金	28.8

③分割法人の株主の税務処理

株主X

(借)	乙 株式	21.6	(貸)	甲 株式	21.6 ³⁴⁾
-----	------	------	-----	------	---------------------

33) $96 \times B\text{事業純資産}72 / (A\text{事業純資産}168 + B\text{事業純資産}72) = 28.8$ 。

34) $\text{簿価}180 \times B\text{事業純資産}72 / \text{甲社純資産}600 = 21.6$ 。

株主Y

(借) 乙 株 式	14.4	(貸) 甲 株 式	14.4
-----------	------	-----------	------

◆両者を合わせた中間型分割としての処理

①分割法人の税務処理

(借) B 負 債	220	(貸) B 資 産	400
乙 株 式	151.2		
利益積立金	28.8		
(借) 資 本 金	40	(貸) 乙 株 式	43.2
資本積立金	3.2		

②分割承継法人の税務処理

(借) B 資 産	400	(貸) B 負 債	220
		資 本 金	100
		資本積立金	51.2
		利益積立金	28.8

③分割法人の株主の税務処理

株主X社

(借) 乙 株 式	21.6	(貸) 甲 株 式	21.6
-----------	------	-----------	------

株主Y社

(借) 乙 株 式	14.4	(貸) 甲 株 式	14.4
-----------	------	-----------	------

第6節 まとめと展望

以上本稿では、日本の会社分割税制の問題点として、分割法人に支配株主がない場合には単独新設分割型分割（スピンドルオフ）を税制適格では行えない点を指摘し、その影響として、日本企業の事業分離をともなう資本政策が制限される結果、株主価値増大の機会も失われ、ひいては日本企業の国際競争力強化にマイナス要因となる可能性に言及した。また、この問題に対する企業側のとるべき方策として、中間型分割を税制適格で行い、子会社株式公

開による資金調達を行うとともに、自己株式の消却を併用して資本の分離を進めることを提示した。

企業の事業分離などの組織再編成に限らず、経済活動の意思決定には税法上の取扱いが様々な影響を与えるが、基本的にはある特定の経済活動を助長したり抑制したりすることがないように課税の中立性や公平性が確保されるべきである。その一方で、政策的見地から社会的に望ましい経済活動を奨励するために、税制上のインセンティブを与えることも一つの社会選択である。ただし、その場合には税法規定とその影響に関する十分な検討と政策目的についての社会的合意が不可欠であり、また諸外国の動向をも勘案する必要がある。本稿で取り上げた会社分割税制についていえば、税制適格要件において、共同事業（資本的結合）を優遇する一方で、資本分離する単独分割を抑制しているといえるが、そのことの経済効果の検討内容や合意形成過程が明確でないと考えられる。分割法人の株主からみれば、分離される事業に対する持分の変動する共同事業の課税関係が繰り延べられて、持分の変動しない単独分割では繰り延べられないことになる。これは株主の視点から持分の継続を基礎にして、スピンドルの課税を繰り延べる米国と大きく異なる点である。また、米国では非課税のものが日本では課税されるとなると、日本企業の税負担が相対的に重くなるため国際競争力に影響するばかりでなく、租税回避の誘因が強く働くことになるため、税制の社会制度としての安定性が損なわれ、徴税コストも高くなるものと考えられる³⁵⁾。そこで、今後の税制改正でこうした問題点が民主的で透明なプロセスの中で改善されていくことが期待される。

今後の研究課題は、会社分割や合併など企業組織再編成に係る税法の各規

35) 市場経済が普遍的に広まる中で、国際市場でその価格が決まる製品や原材料に法人税負担を転嫁していくことは困難であり、また人件費に後転するにも限界がある。したがって、法人税負担は結局のところ株主に帰着することになり、その税負担が期待收益率、資本コストを引き上げ、株価を下落させ、企業競争力を低下させると考えることができる。なお、わが国の法人税額は税収全体の20%余を占めていて、これは諸外国と比べて突出する高さである。これは対GDP比率でみても同様である。

定が、企業活動に与える影響やそのメカニズムについて理論的かつ実証的に研究をすすめることにより、企業の税務戦略や今後の税制改正の指針を示すことである。会社分割制度が導入されて1年に満たない日本では、このような研究はまだ十分でないが、米国ではとくにレーガン税制改革(Tax Reform Act of 1986)以降、会計学のフィールドで租税法と経済学を取り入れた学際的な租税研究(Tax Research in Accounting; Shackelford & Shevlin, 2001)が行われている。そこで、米国での先行研究も参考にしつつ分析をすすめて、研究成果を積み重ねていくことが求められる。

(きむら・よしたか／経営学研究科博士後期課程／2002年1月24日受理)

参考文献

- 青木昌彦・伊丹敬之(1985)『企業の経済学』、岩波書店。
- 貝塚啓明(1986)『所得税』、『日税研論集』vol.3、(財)日本税務研究センター。
- ・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明編(1990)『税制改革の潮流(2)』、有斐閣。
- 金子 宏(1998)『租税法 第6版補正版』、弘文堂。
- 監査法人トーマツ編(2001)『第5版 企業再編—リストラの法律・会計・税務』、清文社。
- 木村吉孝(2001)「企業組織再編成における税務会計の論点」、『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』第2号、桃山学院大学環太平洋圏経営研究学会。
- 小宮隆太郎・岩田規久男(1985)『企業金融の理論：資本コストと財務政策(第3版)』、日本経済新聞社。
- 政府税制調査会(2000)「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択一」、『税経通信』2000年9月号(vol. 55, No. 11) 第1別冊付録、税務経理協会。
- 第一勧銀総合研究所 産業・経営調査部(2002)『企業再編の実務』、東洋経済新報社。
- 武田昌輔編著(2000)『改訂版 企業課税の理論と課題』、税務経理協会。
- 武田隆二(2001)『法人税法精説(平成13年版)』、森山書店。
- 朝永英樹(2001)『企業組織再編成に係る税制についての講演録集』、(社)日本租税研究協会。
- 中田信正(1989)『アメリカ税務会計論 連邦・州法人税の計算体系の解明』、中央経済

社。

- (1999) 『税効果会計詳解基準形成と計算構造』, 中央経済社。
- (2000 a) 『財務会計・税法関係論—国内的調整から国際的調和へ—』, 同文館。
- (2000 b) 『税務会計要論〔十訂版〕』, 同文館。
- (2001) 「日本型連結法人税申告書に関する若干の提言」, 『桃山学院大学経済経営論集』第43巻第2号, 桃山学院大学経済経営学会。
- 中東正文・竹内陽一編 (2001) 『会社分割・合併の法律と税務』, 清文社。
- 成道秀雄編著 (2001) 『M&Aの会計・税務・法務』, 中央経済社。
- 平川忠雄 (2001) 『会社分割・企業組織再編税制の実務』, 税務経理協会。
- 平松一夫「国際会計基準の導入と税法への影響」, 『税研』2001年5月号, (財)日本税務研究センター。
- 水野忠恒「企業組織再編成にかかる税制の方向」, 『税研』2001年5月号, (財)日本税務研究センター。
- 安田莊助・松古樹美・高谷晋介 (2000) 『株式交換と会社分割』, 日本経済新聞社。
- 柳 裕治 (2001) 『税法会計制度の研究—税務財務諸表独立性の論理—』, 森山書店。
- 若杉敬明 (2000) 「第7章 財務戦略と経営行動」, 『現代経営学への招待』岡本康雄編著, 中央経済社。

- Jones, Sally M. (2001) *Principles of Taxation for Business and Investment Planning, 2001 edition*, New York, McGraw-Hill.
- Maydew, E., Schipper, K., Vincent, L. (1999) "The impact of taxes on the choice of divestiture method," *Journal of Accounting and Economics* 28, pp. 117-150.
- Schackelford, D. A., Shevlin, T. (2001) "Empirical tax research in accounting," *Journal of Accounting and Economics* 31, pp. 321-387.
- Scholes, M. S., Wolfson, M. A. (1992) *Taxes and Business Strategy: a Planning Approach*, New Jersey, Prentice Hall.
- , ——, Maydew, E. L., Shevlin, T. (2001) *Taxes and Business Strategy Second ed.*, New Jersey, Prentice Hall.
- Weaver, C. D. (2000) "Divestiture Structure and Tax Attributes: Evidence from the Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993," *Journal of the American Taxation Association* 22 (Supplement), pp. 54-71.
- Yin, Robert K. (1994) *Case Study Research Design and Methods Second ed.*, California, Sage Publications. (近藤公彦訳『ケース・スタディの方法 第2版』, 千倉書房, 1996年。)

Problems of Taxation on Corporate Divestitures: Qualification Requirements for Tax-Free Spin-Off

Yoshitaka KIMURA

This study examines the effects of the qualification requirements for tax-free treatment in Japanese taxation on the corporate spin-off. The new taxation system related to corporate restructurings such as mergers and divestitures was revised in Fiscal Year 2001 Tax Reform.

According to the new tax provisions on corporate divestitures, tax-free spin-offs cannot be carried out if no one holds the majority shares of the divesting corporation, except for the case of a joint enterprise. Generally, Japanese listed companies do not have any majority shareholders. Therefore, they cannot take advantage of the tax-free spin-off. Spin-off is a dominant divestiture method which can break up the entity into completely independent companies, thereby dissolving the conglomerate discount.

The results indicate that the factual limitation on tax-free spin-offs by the new tax provisions will lead to the stagnation of corporate restructurings in Japan, and it will miss a chance to improve the competitiveness and the enterprise value. Consequently, as an appropriate strategy for this problem, an eclectic approach is proposed in which the majority shares of the new entity are distributed to the divesting corporation, and the remainder is distributed to the shareholders. This eclectic divestiture will fulfill the qualifications for a tax-free treatment, and the divesting corporation could sell some subsidiary stock in an initial public offering (equity carve-out). In addition, if the remaining stock were extinguished by the subsidiary, it would function as a similar spin-off.

Further research includes verification of tentative theories with empirical evidence. It is of value to accumulate the research findings for future tax reforms and corporate tax plannings.